

第5回自動運航船検討会（議事概要）

日 時：令和7年6月3日（火）10：00～12：00

場 所：国土交通省11階特別会議室（WEB併用）

出席委員：藤田座長、野川座長代理、南委員、清水委員、村井委員、三輪委員、
田村委員、間島委員、巢籠委員、石橋委員、田中委員、中村委員、庄
司委員、平尾委員、尾形委員、松本委員、村田委員、小倉委員、矮松
委員、久保委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下の通り。

議事概要：

<議題1．これまでの経過、前回ご意見>

- ・実プロジェクトの実施期間中、途中経過や問題発生の有無等が本検討会の委員に対して情報提供されるか。また、来年1月頃開催予定の第6回会合は実プロジェクトの実施中と終了後のどちらのタイミングで開催されるか。
- 実プロジェクトの途中経過について本検討会委員へ情報提供して行く。また、来年1月以降も実プロジェクトは継続して行われる予定であるが、新たな課題が判明した場合には第6回会合を前倒しで開催することも想定している。

<議題3．現行法令の下での自動運航船の運航に向けた整理>

(1) システムと人の役割分担と労働負荷について

- ・実プロジェクトにおいて過重労働や、安全上の問題が生じた場合は、プロジェクトの中断や、要員の増員など、適切な措置が講じられることが必要ではないか。
- 資料3-3で示すとおり状況のモニターを行い、必要に応じて適切な措置が講じられるようにして行く。

(2) 船員の教育訓練、雇入れ時の確認

- ・船員の教育訓練が形式的なものとならないよう、教育訓練実施者となる船舶所有者の知識が確保される仕組みが必要であり、船員だけでなく船舶所有者にも自動運航システムに関する教育訓練が行われるべきではないか。

→担保方法について検討して参りたい。

- ・自動運航システムに関する教育訓練修了の確認書について、異なる船舶間でも効力を持つこととなるか。

→船舶毎に搭載される自動運航システムが異なるため、船舶が異なれば新たな確認書が必要となる。

- ・今後自動運航システムの共通化が進んだときには、船舶所有者に過度な負担がかからないよう教育訓練も一部共通化できる新たな仕組みが措置されていくのか。

→今後自動運航システムの共通化が進んだときには、ご指摘の観点を含め今回措置する仕組みに修正を加えていくことについて検討が必要と考える。

- ・雇入契約の成立の届出について、一括届出を受けている場合の整理が必要ではないか。また、実プロジェクトで使われる自動運航船は一括届出の枠組みには入らないことを確認したい。

→ご指摘の場合の手順の整理については事務局内で今後検討する。また、実プロジェクトで使われる自動運航船は一括届出の枠組みには入らない。

- ・船員への自動運航システムに関する教育訓練の内容は、船舶所有者に作成が義務付けられる「自動運航システムに係る習熟・訓練」に関する資料の内容と一致したものとなるのか。

→ご指摘の「自動運航システムに係る習熟・訓練」が、船員への教育訓練の基本になる。

- ・実プロジェクトで業務に従事する船員は直接雇用か。そうでない場合は、教育訓練の実施責任の所在が曖昧となることを懸念する。

→実態を把握し、船員が必要な教育訓練を受けることを確保する。